

○大野市議会傍聴規則

平成17年3月25日

議会規則第2号

大野市議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手續及び傍聴券の交付等）

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、会議当日先着順により、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入のうえ傍聴券の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとするものが団体である場合においては、当該団体の名称、代表者又は責任者の住所及び氏名並びに傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入のうえ傍聴券の交付を受けなければならない。

3 報道関係者席で傍聴できる者は、議長の認めた報道関係者に限るものとする。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴券の提示）

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴人の定員）

第5条 一般席の傍聴人の定員は、50人とする。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場へ入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又はかさの類を携

帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、録画機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 下駄又は木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

(3) 帽子、外とう又はえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 携帯電話等を使用しないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるよう

な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったとき、又は会議終了後、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。